<専門職学位課程> 入学試験 A 日程

(2019年7月13日実施) 試験科目:法律科目試験(刑法)

配点:100点

以下の問題文を読んで、具体的事実を摘示しながら、X、Y、Zらの罪責を論じなさい。なお、 特別法違反の点については検討しなくてよい。

- 1. Xは、地下1階、地上8階の鉄骨・鉄筋コンクリート造りのホテルAの建物を所有し、かつ、Aを経営す る事業会社の代表取締役社長であり、消防法上、Aの管理権原者の地位にあった。また、Yは、Aの支配 人兼総務部長として、消防法上の防火管理者に選任され、日常の防火管理業務に従事していた。
- 2. ホテル A は、その外観の派手さに似合わず、4 階から 8 階までスプリンクラー設備が設置されておらず、 防火戸や非常放送設備等の防火設備も不十分であった。また、先代(Xの父親)から社長の座を譲られた X は、社長就任の直後からワンマンぶりを発揮し、消防法が規定する毎年の消防訓練もほとんど行わず、 事態の改善を求める消防当局の再三の指導にも全く従わなかった。Yは、ホテル業界に求められる標準的 な防火体制の整備を日頃からXに進言していたが、支出削減方針を徹底するXは、「すべてをお前に任せ るから、現場できちんとやれ」と命じるだけで、それ以上の口出しや具体的な指示をすることもなかった。 そのため、Yができることは、既存の防火施設の整備と最低限の消防訓練の実施に限られていた。
- 3. こうしたなか、某日の深夜、6階の宿泊客の寝たばこの不始末から火災が発生し、7階と8階の広範囲に わたって延焼が拡大した。出火は、当直従業員の Z らによって早期に発見されたが、消防訓練の不十分さ 等から Z らは適切な避難誘導等を行うことができず、7 階と8階の宿泊客を中心に15名が死亡し、20名 が重軽傷を負う大惨事となった。
- 4. その後の検証によって、A にスプリンクラーが設置されていれば、本件出火はそれによって鎮圧され、火 災は拡大(延焼)しなかったであろうことが判明した。また、かりに延焼したとしても、消防訓練が十分 に行われていれば、Z らの適切な初期消火や避難誘導等が期待でき、死傷結果の発生を回避しえた蓋然性 が高いことが認められた。

<専門職学位課程> 入学試験 A 日程

(2019年7月13日実施)

試験科目:法律科目試験(憲法)

配点:100点

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

外国から書籍・図画等を輸入しようとする場合、税関において輸入禁制品に該当しないかどうかの検査が行われる(以下、税関検査という)。その結果、関税法 69条の11第1項7号に該当する旨、税関長から通知されると、当該書籍・図画等を日本国内で手にすることができない。ここで、関税法 69条の11第1項7号は、「輸入してはならない貨物」(以下、輸入禁制品という)として「風俗を害すべき書籍、図画」等を挙げている。

出版社を経営するAは、米国の大手出版社Bとの契約に基づいて、Bが出版していた解説付きの写真集(以下、本件写真集という)を日本において翻訳・出版することとした。本件写真集は、肉体、性、裸体という人間の存在の根元にかかわる事象をテーマとする多くの作品を発表し、写真による現代美術の第一人者として米国のみならず日本の美術評論家からも高い評価を得ている米国人写真家Cのものである。

渡米したAは、Bとの契約後、本件写真集を日本に郵送したところ、帰国後しばらくして、Aは、税関長から本件写真集につき関税法 69条の11第3項に基づき同条1項7号所定の輸入禁制品である「風俗を害すべき書籍、図画」に該当する旨の通知を受けた。

【設問】Aは、税関検査について違憲であることを主張して、本件処分につき争おうと考えている。あなたが Aだとしたら、関税法に基づく税関検査の違憲性をどのように主張するか、憲法上の論点を挙げ論じなさ い。

「参考]:関税法

(輸入してはならない貨物)

第69条の11次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤(覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。) 並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

(一の二~六 略)

七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品(次号に掲げる貨物に該当するものを除く。) 八 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条 第3項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)

(九、十 略)

2 (略)

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第 1 項第七号又は第八号に掲 げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対 し、その旨を通知しなければならない。

<専門職学位課程> 入学試験 A 日程

(2019年7月13日実施)

試験科目:法律科目試験(商法)

配点:100点

次の文章を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

定款に、すべての株式に譲渡制限に関する規定のある取締役会設置会社(指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社ではない)である X 社において、「代表取締役の選定・解職は、株主総会の決議によって行う」旨の定款(以下「本件定款規定」という)の定めがあった。

X 社は、2017 年 6 月 27 日、定時株主総会を開催し、A、B、C、D、E を取締役に選任する旨の決議および A を代表取締役に選定する旨の決議を行い、いずれも賛成多数で可決された。A が代表取締役であることは、登記されている。

その後、2018年8月31日、X社は、Y社と事業提携(以下「本件事業提携」という)をする旨を取締役会で決定し、同年10月1日にX社とY社との事業提携契約(以下「本件事業提携契約」という)を締結した。 (注) X社は、本件定款規定によって、会社法362条3項の規定は適用されないと考えている。

【設問1】

本件定款規定の効力、および本件定款規定によって選定された A の代表取締役の地位について、論じなさい。

【設問2】

仮に、本件事業提携契約締結後に、Aの代表取締役選定決議について、決議無効の確認の訴えが提起され、 無効が確定した場合、X社は本件事業提携契約の無効をY社に主張できるかについて、論じなさい。

<専門職学位課程> 入学試験 A 日程

(2019年7月13日実施)

試験科目:法律科目試験(民法)

配点:200点

次の I および II に解答しなさい。なお、設問には平成 29 年の民法(債権関係)改正後の法律に基づいて解答 しなさい。

I 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aには成人した子Bがある(Aの配偶者はすでに死亡している)。Aと同居していたBは、Cとの間で、Aの所有する甲土地を1000万円で売買する契約(本件売買契約)を締結し、代金の支払いと同時に登記を移転することを約束した。本件売買契約は、BがAに無断で作成した委任状を提示して、かつ、甲の登記識別情報とAの実印・印鑑登録証明書を勝手に持ち出して使用して締結したものであり、Cはそのような事情を全く知らなかった。なお、Bは、今まで、Aから代理権を与えられたことは一度もない。

本件売買契約締結の1か月後、Bが病気で急逝した(Bには、配偶者も子もない)。Cは、Aに対して、代金全額を提供して、甲の移転登記手続きをするように請求した。事情を知って驚いた Aは、Cからの請求を拒絶した。

(設問)上記の状況において、A から請求を拒絶された C が、A に対して所有権移転登記手続きを求めて訴えたとすれば、この請求は認められるか。

Ⅱ 以下の文章を読んで、以下の設問(1)および(2)に答えなさい(なお、各設問はそれぞれ独立している)。

自動車部品工場 A の債権者である銀行 B は、A が倒産の危機に瀕していることを聞きつけ、6 月 4 日午前に A に赴き、A が自動車会社 C に対して有する売掛代金債権 500 万円(以下、本件債権という)を譲り受けた。同じころ、A の別の債権者である信用金庫 D もこのことを聞いて、6 月 4 日午後に A に赴き、本件債権を譲り受けた。

設問(1) A は C に対して、B に本件債権を譲渡した旨の確定日付(日付は 6 月 4 日)のある証書による通知を行い、同通知は 6 月 6 日午後に C のもとに到達した。続いて、A は C に対して、D に本件債権を譲渡した旨の確定日付(日付は 6 月 5 日)のある証書による通知を行い、同通知は 6 月 6 日午前に C のもとに到達した。C は、B と D のどちらに対して本件債権の弁済をしなければならないか。

設問(2) A は C に対して、B に本件債権を譲渡した旨の確定日付(日付は 6 月 4 日)のある証書による通知を行い、続いて、D に本件債権を譲渡した旨の確定日付(日付は 6 月 5 日)のある証書による通知を行った。これら通知は 6 月 6 日午前に同時に C のもとに到達した。B が本件債権全額の弁済を求めたとして、C はこれに応じなければならないか。